

福岡県農林水産部（林務関係）週休２日工事試行要領

1 目的

本要領は、建設現場における労働環境の改善を図るため、福岡県農林水産部が発注する森林整備保全事業関係の週休２日工事实施に必要な事項を定める。

2 用語の定義

（１）週休２日工事

現場閉所による週休２日工事及び交替制による週休２日工事の総称をいう。

（２）現場閉所による週休２日工事

1）週休２日

４週８休以上の現場閉所率を達成したと認められる状態をいう。なお、下記の３区分とする。

① 完全週休２日（土日）

対象期間の全ての土日において、現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

なお、週の定義は月曜日から日曜日までとする。

② 月単位の週休２日

対象期間内の全ての月において、現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）

が、28.5%（８日/28 日）以上となる現場閉所を行ったと認められる状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、28.5%の水準の状態とみなす。

③ 通期の週休２日

対象期間内において、現場閉所率が、28.5%（８日/28 日）以上となる現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

2）現場閉所

現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて１日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいい、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

ただし、巡回パトロール、保守点検、コンクリート養生等の現場管理上必要な作業（工程表の進捗が進む作業を除く。）を行う場合を除く。

3）対象期間

工事着手日から工事完了日までの期間をいう。

ただし、「（４）共通 １）対象期間外」に該当する期間は含まない。

また、工事契約後、完全週休２日（土日）の取り組みにあたって、受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、土日に代わる現場閉所日（以下、「代替休日」という。）を設定する。ただし、災害対応等で代替休日の設定が困難であり、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間が生じる場合は、受発注者間で協議して現場閉所による週休２日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間

を明示する。

4) 工事着手日

実際の工事のための準備工事（現場事務所等の設置又は測量をいう。）、詳細設計付工事における詳細設計又は工場製作を含む工事における工場製作工のいずれかに着手することをいう。

5) 工事完了日

しゅん工届に記載のしゅん工年月日をいう。

6) 現場閉所率

現場閉所率＝ 対象期間内の現場閉所日数 ÷ 対象期間の日数

(3) 交替制による週休2日工事

1) 週休2日

4週8休以上の平均休日率を達成したと認められる状態をいう。なお、下記の3区分とする。

① 完全週休2日

対象期間内の全ての週において、対象者の平均休日数の割合（以下「休日率」という。）が、28.5%（2日/7日）以上となる休日確保を行ったと認められる状態をいう。

② 月単位の週休2日

対象期間内の全ての月において、対象者の休日率が、28.5%（8日/28日）以上となる休日確保を行ったと認められる状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に休日確保を行っている場合に、28.5%の水準の状態とみなす。

③ 通期の週休2日

対象期間内において、対象者の休日率が、28.5%（8日/28日）以上となる休日確保を行ったと認められる状態をいう。

2) 休日

対象者が当該工事の現場作業（現場事務所での事務作業を含む）を24時間を通して行っていない状態をいう。

なお、降雨、降雪等による予定外の休日についても、休日を含めるものとする。

3) 対象者

当該工事に係る元請け及び施工体制台帳記載の下請け（建設工事の請負契約分のみ）全ての技術者、技能労働者及び現場代理人をいう。ただし、元請けは休日を含んだ1カ月を連続して従事していない者、下請けは従事期間が1週間未満の者は除く。

4) 対象期間

対象者が当該工事に従事した期間をいう。

なお、下請企業については施工体制台帳上の工期を基本とする。

ただし、「（４）共通 １）対象期間外」に該当する期間は含まない。

また、工事契約後、週休２日対象期間としていた期間において、災害対応等で代替休日の設定が困難であり、受注者の責によらず交替制による週休２日が実施できない場合は、受発注者間で協議して交替制による週休２日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示する。

（４）共通

１）対象期間外

- ① 年末年始の期間（12月29日～1月3日の６日間）及び夏季の期間（8月13日～8月17日のうち連続した３日間）
- ② 工場製作のみを実施している期間
- ③ 工事全体を一時中止している期間
- ④ 余裕期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間
- ⑤ 災害その他避けることのできない事由がある場合など

３ 対象工事

以下の工事を除く全ての工事を対象とする。

- ・ 応急工事などの災害緊急対策工事（災害の本復旧工事は含まない）
- ・ 維持工事
- ・ その他、週休２日工事に適さないと判断される工事

４ 発注方式

次のいずれかによる方式により発注することを基本とする。

（１）現場閉所による週休２日工事（完全週休２日（土日）（受注者希望方式））

受注者が、工事着手前に完全週休２日（土日）の取組を希望するか判断し、発注者と協議する方式。取組を希望しない場合は、月単位の週休２日に取り組むものとする。

（２）交替制による週休２日工事（完全週休２日（受注者希望方式））

受注者が、工事着手前に交替制による完全週休２日の取組を希望するか判断し、発注者と協議する方式。

取組を希望しない場合は、交替制による月単位の週休２日に取り組むものとする（機械設備工事は適用対象外）。

（３）上記により難しい場合

上記により難しい場合は、例外的に週休２日対象工事としないことも可能とするが、選定にあたっては、緊急の災害復旧工事を行う場合等、工事内容や現場条件に応じて適切に判断すること。

5 工事費の積算

(1) 現場閉所による週休2日工事

① 当初発注

入札説明書等において現場閉所による月単位の週休2日に取り組む旨を明記するとともに、当初予定価格から月単位の週休2日を達成した場合の補正係数（別紙1－1）を各経費に乗じたうえで予定価格を作成するものとする。

② 積算変更

達成状況を確認後、完全週休2日を達成したものは、請負代金額の補正係数（別紙1－1）を完全週休2日（土日）に変更する。ただし、月単位の週休2日を達成していないものは、補正係数を除した変更とする。

(2) 交替制による週休2日工事

① 当初発注

入札説明書等において交替制による月単位の週休2日に取り組む旨を明記するとともに、当初予定価格から月単位の週休2日を達成した場合の補正係数（別紙1－2）を各経費に乗じたうえで予定価格を作成するものとする。

② 積算変更

達成状況を確認後、交替制による完全週休2日を達成したものは、請負代金額の補正係数を交替制による完全週休2日に変更する。ただし、交替制による月単位の週休2日を達成していないものは、補正係数を除した変更とする。

6 実施方法等

(1) 条件明示等

発注者は週休2日工事の対象であることを特記仕様書に明示する。

(2) 受注者による意思表示

受注者は契約後速やかに、週休2日工事实施の意向を発注者に報告し（「工事関係提出書類一覧表」で定める様式による、月単位の週休2日工事は必須）、予定する週休2日工事の内訳を記載した休日取得計画・実績表（「工事関係提出書類一覧表」で定める様式による）を併せて提出する。

なお、週休2日達成を目的とした工期変更は行わない。

(3) 工事看板による標示

受注者は、週休2日工事を実施する場合は次のとおり工事看板に標示し、現場に設置する。

- ・現場閉所による週休2日工事は「週休2日工事」と標示する。
- ・交替制による週休2日工事は「週休2日交替制工事」又は「交替制による週休2日工事」と標示する。

（標示例 別紙2）

(4) 実施報告

受注者は休日取得計画・実績表に、現場作業日と現場閉所日又は休日が分かるように取りまとめ、毎月1回提出する。

(5) 工期変更時の対応

設計変更等により工期が変更となる場合、受注者は休日取得計画・実績表の内容を変更し提出する。

(6) 監督員等の対応

監督員は週休2日工事の実施にあたり、緊急を要する工事等やむを得ない場合を除き、休日の前日等、休日中の作業が発生するような指示は行わない。

監督員及び工事成績評定で加点を行う職員（課長等）は、提出された休日取得計画・実績表により、週休2日工事の実施状況を確認する。

(7) 交替制による週休2日工事における実施上の留意点

現場代理人（主任技術者又は監理技術者）が休日中に、現場の作業が必要となる場合は、現場代理人若しくは以下のいずれかの者が発注者との連絡体制が確保されており、適切な施工ができる体制を確保することとする。

- 1) 主任技術者又は監理技術者（現場代理人と兼務していない場合）
- 2) 必要な資格を有する代理の技術者（主任技術者（又は監理技術者）相当の基準を満たすもの）

7 工事成績評定

通期の週休2日以上を達成した場合、係長及び課長は工事成績評定の「2. 施工状況」の「II. 工程管理」について原則a評価とする。ただし、他の事項で著しく低く評価する内容が確認される場合は、a評価としないことが出来る。

また、月単位の週休2日以上を達成した場合は「5. 創意工夫」の【その他】についても2点の加点とし、評定点において最大0.8点の加点を行う。

なお、週休2日を達成できなかった場合であっても、減点を行わない。

8 その他

- (1) 対象工事においてアンケート調査を実施する場合、受注者は調査に協力しなければならない。
- (2) この要領に定めのない事項や、すでに公告及び指名通知を行っている工事については、必要に応じて受発注者で協議し定める。

附 則

この要領は、令和6年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する

森林整備保全事業 間接工事費等の補正について(現場閉所)

○補正係数について

月単位の週休2日以上を達成した工事について次の表の補正を行う。
 なお、補正後の労務単価は1円未満を切り捨てし、円止めとし、森林整備保全事業設計積算要領等の細部取扱い7の補正を併せて行う場合は、すべての補正を乗じた金額に端数処理をおこなうこととする。

・現場閉所による週休2日工事の補正

	完全週休2日 (土日)	月単位の 週休2日
労務費	1.02	1.02
共通仮設費(率分)	1.02	1.01
現場管理費(率分)	1.03	1.02

○市場単価方式の補正係数について

市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数	
		完全週休2日 (土日)	月単位の 週休2日
防護柵設置工(ガードレール)	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工(横断・転落防止柵)	設置	1.02	1.02
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工(落石防護柵)		1.01	1.01
防護柵設置工(落石防止網)		1.01	1.01
防護柵設置工(ガードパイプ)	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02
道路標識設置工	設置	1.00	1.00
	撤去・移設	1.01	1.01
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.02
法面工		1.01	1.01
吹付砕工		1.01	1.01
鉄筋挿入工(ロックボルト工)		1.01	1.01
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01	1.01
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02	1.02

○土木工事標準単価方式の補正係数について

土木工事標準単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数	
		完全週休2日 (土日)	月単位の 週休2日
区画線工		1.02	1.02
排水構築物工		1.02	1.02
コンクリートブロック積工		1.02	1.02
構築物取りこわし工	機械	1.01	1.01
	人力	1.02	1.02
橋梁塗装工		1.01	1.01
塗膜除去工		1.02	1.02
道路反射鏡設置工	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02
侵食防止用植生マット工(養生マット工)		1.02	1.02
耐圧ポリエチレンリブ管(ハウエル管)設置工		1.02	1.02

森林整備保全事業 間接工事費等の補正について(交替制)

○補正係数について

月単位の週休2日以上を達成した工事について次の表の補正を行う。

なお、補正後の労務単価は1円未満を切り捨てし、円止めとし、森林整備保全事業設計積算要領等の細部取扱い7の補正を併せて行う場合は、すべての補正を乗じた金額に端数処理をおこなうこととする。

・交替制による週休2日工事の補正

	完全週休2日	月単位の週休2日
労務費	1.02	1.02
現場管理費(率分)	1.03	1.02

○市場単価方式の補正係数について

市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数	
		完全週休2日	月単位の週休2日
防護柵設置工(ガードレール)	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工(横断・転落防止柵)	設置	1.02	1.02
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工(落石防護柵)		1.01	1.01
防護柵設置工(落石防止網)		1.01	1.01
防護柵設置工(ガードパイプ)	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02
道路標識設置工	設置	1.00	1.00
	撤去・移設	1.01	1.01
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.02
法面工		1.01	1.01
吹付砕工		1.01	1.01
鉄筋挿入工(ロックボルト工)		1.01	1.01
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01	1.01
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02	1.02

○土木工事標準単価方式の補正係数について

土木工事標準単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数	
		完全週休2日	月単位の週休2日
区画線工		1.02	1.02
排水構造物工		1.02	1.02
コンクリートブロック積工		1.02	1.02
構造物取りこわし工	機械	1.01	1.01
	人力	1.02	1.02
橋梁塗装工		1.01	1.01
塗膜除去工		1.02	1.02
道路反射鏡設置工	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02
侵食防止用植生マット工(養生マット工)		1.02	1.02
耐圧ポリエチレンリブ管(ハウエル管)設置工		1.02	1.02

参考例

別紙 2

現場閉所による週休 2 日工事

週休 2 日交替制工事

114cm

140cm

ご迷惑をおかけします

週休 2 日工事

**道路の〇〇を
行っています**

令和〇年〇月〇日まで
時間帯 8:00～17:00

道路新設工事

発注者 福岡県〇〇〇〇事務所
〇〇課〇〇係
電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

施工者 〇〇〇〇建設株式会社
現場代理人 〇〇 〇〇
電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
(緊急) 電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

114cm

140cm

ご迷惑をおかけします

週休 2 日交替制工事

**道路の〇〇を
行っています**

令和〇年〇月〇日まで
時間帯 8:00～17:00

道路新設工事

発注者 福岡県〇〇〇〇事務所
〇〇課〇〇係
電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

施工者 〇〇〇〇建設株式会社
現場代理人 〇〇 〇〇
電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
(緊急) 電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

現場閉所による週休2日工事 実施項目一覧

時 期	項 目	受注者	発注者
発注時	積算	—	当初予定価格から月単位の週休2日の補正を計上 【要領5(1)】
	特記仕様書	—	対象工事に記載 【要領6(1)】
契約後	取組の 意思表示	完全週休2日(土日)に取組むか否かを発注者へ速やかに報告(月単位の週休2日は必須) 【要領6(2)】	受理 【要領6(2)】
		休日取得計画・実績表を提出 【要領6(2)】	確認
工事中	準備工	工事看板へ「週休2日工事」と表示し掲示 【要領6(3)】	現場確認
	実施報告	月1回 休日の取得状況を報告 【要領6(4)】	休日の取得状況の確認 【要領6(6)】
変更時	設計変更	—	完全週休2日(土日)であった場合は各経費等の増額補正、通期の週休2日以下であった場合は、各経費等の減額補正を行う 【要領5(1)】
完了後	工事成績 評定	—	取組みに応じて加点 【要領7】
	アンケート 調査	アンケート調査が実施される場合、アンケートの提出 【要領9(1)】	受理

交替制による週休2日工事 実施項目一覧

時 期	項 目	受注者	発注者
発注時	積算	—	当初予定価格から月単位の週休2日の補正を計上 【要領5(2)】
	特記仕様書	—	対象工事に記載 【要領6(1)】
契約後	取組の 意思表示	完全週休2日に取組むか否かを発注者へ速やかに報告（月単位の週休2日は必須） 【要領6(2)】	受理
		実施する場合は、休日取得計画・実績表を提出 【要領6(2)】	確認
工事中	準備工	工事看板へ「週休2日交替制工事」又は「交替制による週休2日工事」と表示し掲示 【要領6(3)】	現場確認
	実施報告	月1回 休日の取得状況を報告 【要領6(4)】	休日の取得状況の確認 【要領6(6)】
変更時	設計変更	—	完全週休2日であった場合は各経費等の増額補正、通期の週休2日以下であった場合は、各経費等の減額補正を行う 【要領5(2)】
完了後	工事成績 評価	—	取組みに応じて加点 【要領7】
	アンケート 調査	アンケート調査が実施される場合、アンケートの提出 【要領9(1)】	受理